

加古川市商業共同施設管理事業補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、商業地における商業活動の振興及び共同施設の維持管理を目的とし、予算の範囲内において市長が定める額を、加古川市商業共同施設管理事業補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年12月1日 規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲、補助率及び額は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に別表2に定めるものを添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第4条 補助事業の実績報告をしようとする者は、補助事業実績報告書に別表3に定めるものを添えて市長に提出しなければならない。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 2 条関係)

補助金等の種類	性質	事業費補助
	目的	商業地における商業活動の振興及び施設の維持管理
補助金等の範囲	対象となる者	加古川市に住所を有し、かつ施設を維持管理している次のいずれかの団体 ・商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 144 号)により設立された商店街振興組合 ・その他市長が必要と認める商業団体
	対象となる経費	来街者にとって快適な買物の場を提供するとともに、通行時の安全確保等の公共性を有する施設の維持管理に係る経費で、当該年度中に支払いがある以下のもの (1) アーケードの照明に係る電気料金 (2) 街路灯に係る電気料金 (3) 市が設置・所有するガス灯(補助対象者において無償で維持管理するものに限る)に係るガス料金
	対象外となる経費	・電気料金またはガス料金に係る支払遅延損害金(延滞金) ・その他上記に類するもの
補助率及び補助金の額	補助率	(1)・(2) 対象となる経費の 10 分の 3 (千円未満は切り捨て) (3) 対象となる経費の全額
	補助金の額	対象となる者に交付する補助金の総額は、次の額を上限とする。 (1)・(2) 予算額から(3)を除いた額 (3) 100 千円以内

別表 2 (第 3 条関係)

申請書 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書兼収支予算書(別紙 1) ・補助事業を行う団体の収支予算書(当該年度のもの) ・商業共同施設管理経費支払一覧表 ・誓約書 ・その他市長が必要と認める書類
-------------	--

別表 3 (第 4 条関係)

実績報告 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書 ・収支決算書(別紙 2) ・商業共同施設管理経費支払一覧表 ・支出を証する書類の写し
--------------	--

事業計画書（兼収支予算書）

1 補助事業に係る収支計画

(1) 収 入

科 目	予 算 額	積 算 の 基 礎
市補助金 自己資金		
合 計		

(2) 支 出

科 目	予 算 額	積 算 の 基 礎
合 計		

2 補助事業に係る総事業費と補助対象経費

科 目	総 事 業 費	補 助 対 象 経 費
合 計		

3 添付書類

商業共同施設管理経費支払一覧表

収支決算書

1 補助事業に係る収支

(1) 収 入

科 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増 減	積 算 の 基 礎
合 計				

(2) 支 出

科 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増 減	積 算 の 基 礎
合 計				

5 補助事業に係る支出経費の負担実績

科 目	総 事 業 費		負 担 区 分			
			市 補 助 金		自 己 資 金	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
合 計						

6 添付書類

商業共同施設管理経費支払一覧表および領収書